

## 試合動画配信奨励金支給要綱

### (趣旨)

第1条 公益財団法人福岡県スポーツ推進基金(以下、「財団」という。)は、試合動画配信奨励金(以下、奨励金という。)の支給に関し必要な事項を定めるため、この要綱を定める。

### (目的)

第2条 この奨励金は、スポーツの試合(以下、「試合」という。)のインターネットにおける動画配信を促進することにより、福岡県で活躍するアスリートに対する注目を集め、スポーツの魅力と価値の向上を図ることを目的とする。

### (奨励の対象となる者)

第3条 この奨励金による奨励の対象となる者(以下、奨励対象者という。)は、原則として福岡県内に所在する、試合を主催または主管する者とする。ただし、奨励対象者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団員と密接な関係を有する者であるときは、奨励金を交付しない。

### (奨励の対象となる活動)

第4条 この奨励金による奨励の対象となる活動(以下、「奨励対象活動」という。)は、次の各号の全てに該当する試合のインターネットにおける動画配信とする。

- (1) 福岡県内で奨励金の対象となる期間(以下、奨励期間という。)に開催される試合であること
- (2) 公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会定款第44条に定める日本パラリンピック委員会の加盟競技団体が統括する競技の試合であること
- (3) 年代毎の県内トップレベルの試合であり、トーナメント形式の場合は準々決勝以上の試合であること
- (4) 競技団体等が主催する公式戦又はそれに準ずると認められる試合であること

### (対象とする動画の条件)

第5条 対象とする試合の動画(以下、試合動画という。)は、次の各号の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 財団のYouTubeチャンネルにおけるライブでの動画配信であること。
- (2) 得点など、試合の経過を把握するために必要な情報を、開始から終了まで継続して確認できること。

- (3) あらかじめ申請者において試合の参加者の同意を得た上で、原則としてすべての方が自由に無期限にインターネット上で視聴できること。
- (4) 配信した動画の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は財団に帰属するものとし、財団による動画の2次利用についても認めること。

(奨励期間)

第6条 奨励期間は、毎年4月1日から3月31日までの1年間とする。

(奨励の対象となる経費)

第7条 定めない。

(奨励金の額)

第8条 奨励金の額は、次の表のとおりとする。

	撮影・配信主体	奨励金の額
ア	奨励決定者	8万円／配信数および広告収入
イ	財団	広告収入

- 2 前項の奨励金の額に規定する配信数は、連続して行われる試合を単に分けている場合や異なる配信であっても同一の機材及び人員で撮影・配信が可能な場合などは、一つの単位としてみなすものとする。
- 3 第1項の奨励金の額に規定する広告収入は、試合動画の配信の日から奨励期間の末日までのYouTubeの推定収益の額とする。ただし、支給決定通知ごとの各動画の合計の推定収益の額が1,000円未満の場合は、広告収入は支給しない。

(支給の申請)

第9条 奨励金の支給を受けようとする奨励対象者(以下、奨励金支給申請者という。)は、あらかじめ奨励金支給申請書(様式第1号)を別に定めるところに従い、公益財団法人福岡県スポーツ推進基金理事長(以下、理事長という。)に提出するものとする。

(支給の決定)

- 第10条 理事長は、前条の規定による奨励金支給申請書の提出があったときは、競技の種目や試合の年代等により支給金額の均整を総合的に考慮し、予算の範囲内で奨励金の支給額を決定し、奨励金支給申請者に奨励金支給決定通知書(様式第2号)を送付する。
- 2 理事長は、前項の場合において適正な支給を行うため、必要があるときは、奨励金の支給の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して奨励金の支給の決定をすることができる。

- 3 理事長は、審査の結果、奨励金を支給しないと決定したものについては、奨励金支給申請者にその旨を通知する。

(申請の取下げ)

第11条 前条第1項の奨励金支給決定通知書を受領した者(以下、奨励決定者という。)は、当該通知による奨励金の支給の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、奨励金の支給の申請を取り下げようとするときは、支給の決定の通知を受領した日から10日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の支給の決定はなかったものとみなす。

(奨励活動の遂行)

第12条 奨励決定者は、奨励金の支給の決定の内容(次条に基づく承認をした場合は、その承認された内容。以下同じ。)及びこれに付された条件その他この要綱に基づく理事長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって奨励金支給決定通知書を受領して行われる奨励対象活動(以下、「奨励活動」という。)を行わなければならない。いやくも奨励金の他の用途への使用をしてはならない。

(計画の変更の承認)

第13条 奨励決定者は、奨励活動の内容を変更しようとするときは、あらかじめ奨励活動変更承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合については、この限りでない。

- 2 理事長は、前項の奨励活動変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当であると認めたものについて、奨励活動変更承認通知書(様式第4号)を奨励決定者に送付するものとする。
- 3 理事長は、前項の場合において、必要に応じ、奨励活動変更承認申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

(奨励活動の中止)

第14条 奨励決定者は、奨励活動を中止しようとするときは、奨励活動中止承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(奨励金受給資格の喪失)

第15条 奨励決定者は、奨励対象者の要件を満たさなくなった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第16条 理事長は必要があると認めるときは、奨励決定者に対し、奨励活動の遂行及び

収支等の状況について報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(奨励活動等の遂行等の命令)

第17条 理事長は、奨励決定者が提出する報告等により、その者の奨励活動等が奨励金の支給の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該奨励活動等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 理事長は、奨励決定者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該奨励活動等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第18条 奨励決定者は、奨励活動を完了したときは、翌年度の4月10日までに実績報告書(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(奨励金の額の確定)

第19条 理事長は、前条の報告を受けた場合は、内容審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績が奨励金の支給の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、支給すべき奨励金の額を確定し、奨励金支給額確定通知書(様式第6号)を奨励決定者に送付するものとする。

2 理事長は、奨励決定者に交付すべき額を確定した場合において、既に確定額を超える奨励金が交付されているときは、確定額を超える部分の奨励金の返還を命ずることとする。

(奨励金の支払)

第20条 理事長は、前条の規定に基づき支給すべき奨励金の額を確定した後、奨励決定者に対して精算払いを行うものとする。ただし、必要があると認められる場合に限り、奨励金の一部につき概算払いをすることができる。

2 奨励決定者は、奨励金の精算払い又は概算払いを受けようとするときは、(精算払/概算払)請求書(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

3 概算払いは、原則として配信が完了した試合動画に係る奨励金の支払いに限る。

(是正のための措置)

第21条 理事長は、第18条の報告を受けた場合において、その実績が奨励金の支給の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該奨励活動等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該奨励決定者に対して命ずることができる。

2 第18条の規定は、前項の規定による命令に従って行う奨励活動等について準用する。

(支給の決定の取消等)

第22条 理事長は、第12条の規定による奨励活動の中止の申請があった場合又は第13条の規定による奨励金受給資格の喪失の届出があった場合、及び次の各号に該当する場合は、第8条第1項の支給の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 奨励決定者が、奨励金の支給決定の内容及びこれに付した条件又はこの要綱に基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 奨励金の支給の申請、計画変更又は実績の報告について不正の事実があった場合
  - (3) 奨励決定者が、奨励活動等に関して不正、怠惰その他不適當な行為をした場合
  - (4) 奨励決定者が、その他この要綱に違反した場合
  - (5) 支給の決定後の事情の変更により特別の必要が生じた場合
- 2 前項第1号から第5号の規定は、奨励活動について支給すべき奨励金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 理事長は、第1項に基づく支給決定の取り消しを行ったときは、支給決定取消通知書(様式第8号)により奨励決定者に速やかに通知するものとする。

(奨励金の返還)

第23条 理事長は、前条第1項の規定により奨励金の支給の決定を取り消した場合において、奨励活動等の当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が支給されているときは、奨励決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第24条 奨励決定者は、第20条第1項第1号から第4号の理由により支給の決定を取り消され、前条第1項の規定による奨励金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95%の割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。
- 2 前条の規定による奨励金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。期限内に納付しなかったときは、奨励決定者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。
- 3 理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、奨励決定者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(奨励活動等の公開等)

第25条 奨励決定者は、奨励活動の実施状況及び実施結果に関する情報を公開するものとする。

- 2 奨励決定者は、奨励決定通知を受けた試合の開催及び試合動画の配信について、財団のウェブサイトの指定された箇所に、原則として試合開催の7日前までに告知を掲載しなければならない。
- 3 理事長は、奨励活動等により得られた成果を任意の方法又は媒体により第三者に開示又は公表し、また、非営利目的のため自ら利用し、又は第三者に利用させることができる。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。